

平成21年度管財人等協議会協議結果

神戸地方裁判所

1 改正破産法において創設された制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

(1) 否認の請求

(2) 担保権消滅制度

(3) 査定申立て

(提出理由)

上記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか等について、引き続き情報を得たく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

平成20年及び平成21年中の事例について、概要を紹介した。

2 管財人口座の開設時の必要書類について

管財人口座を開設しようとする、銀行にもよるが、破産者本人の身分確認資料（住民票等）の提出を要求されることがある。住民票がなくとも管財人口座を開設できるように銀行に指導してもらえないか。あるいは、管財人に住民票の原本を引き継ぐようにしてもらえないか。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

銀行の窓口担当者が管財人の地位を理解していないための対応であれば、裁判所から銀行の担当者に説明することは、可能であるが、銀行全体の取扱いとして破産者本人の身分確認資料を求めているということであれば、裁判所から指導を行える筋のものではない。

また、住民票の原本は、裁判所の記録上、必ず必要となるので、管財人に引き継ぐとなると、申立人から2通提出してもらう必要があるが、問題のような対応の銀行はごく一部ではないかと思われ、費用を掛けてまで2通の提出を求める実益があるのか疑問がある。ただし、記録上の原本を管財人に一時的に貸し出すという取扱いであれば可能である。

3 破産申立書の報告書のチェック事項について

法人破産の際に、社会保険関係の資格喪失の届出の有無、労働保険関係での離職の手続の有無についてのチェック項目を設けていただきたい。

(提出理由)

これらの事項については、基本的には破産申立てまでに処理すべき事項であると考え、ほとんどの場合、管財人が手続を行っているのが実情であると思われる。特に、社会保険については、任意継続の手続について、資格喪失より2週間以内に手続を行わなければ、認められないとの決まりがあるが、破産管財人が手続を行うときには既に期間が経過していることがほとんどである。その際に、労働者に対して、手続について明確に説明ができるように、手続の有無についてチェック事項を設けていただきたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

社会保険の任意継続の手続を行う必要があるのは、資格喪失から2週間以内ではなく、20日以内の誤りである。

申立代理人が手続を行っていないことは、しばしばある。申立代理人においても、最低限のチェックはしてもらいたい。手続を行っていないという情報があれば、速やかに手続を行うことができるので、情報は必要である。

（裁判所）

法人破産の場合、社会保険の資格喪失届の作成、提出、雇用保険被保険者離職票の作成、提出については、申立代理人において処理されることが予定されており（大阪地裁の「申立代理人の役割確認表（法人）」参照）、開始決定までに処理がされていない事例が多いのであれば、申立代理人の役割である旨を、周知する必要があると思われる。しかし、破産管財人が処理をしている現実があり、提出の有無をあらかじめ把握しておく必要性があるということであれば、報告書を改訂するのも一方法であるが、報告書については、大阪地裁書式を使って提出される場合も多くあることから、当庁の書式を変更しても、効果は限定的であり、むしろ引継書の中に、チェック項目を加えてはどうかと思われる。

引継書については、当庁所定の書式のもので、裁判所と管財人が早期に把握しておく必要のある情報を記載してもらおうものとなっているので、改訂することを検討したい。

4 自由財産拡張の運用基準について

自由財産拡張の運用基準について、尼崎支部とそれ以外では異なる取扱いがされているが、運用を統一していただきたい。

（提出理由）

現在、尼崎支部では、大阪地裁の運用（総額99万円以下は原則拡張相当の運用とする取扱い）に近い運用が行われているようである。これに対して、尼崎支部以外では、「S管財事件の処理要領」に基づく運用がされており、尼崎支部とそれ以外とでは、運用基準が異なっているのが現状である。自由財産拡張の運用については、公平の見地から、できるだけ統一的に運用されることが望ましいと

考える。

なお、この差違は、過払金の取扱いにおいて、特に顕著である。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所尼崎支部)

尼崎支部の運用が違うのは、普通預金について、現金に準じるものとして、99万円までは、本来的自由財産として取扱っている点と、過払金について、回収済みかあるいは金額の合意ができている場合は、99万円までは、原則として拡張相当として扱っている点と思われる。しかし、結論的には、それ程大きく違ってないと思われ、管財人には、尼崎支部の基準を理解して運用してもらっている。

(本庁)

本庁としては、現在のところ、運用基準を変更する予定はない。理由についても、これまでに申し上げてきたとおりである。裁判所によって、ある程度運用が異なることは、やむを得ないと考える。

(裁判所伊丹支部、姫路支部、明石支部)

本庁と同様の運用である。

5 差押禁止財産がある場合の自由財産拡張申立てに対する判断について

自由財産拡張申立てに対する判断を行うに際して、差押禁止財産があることを考慮すべきか否かについて協議したい。

(提出理由)

差押禁止財産は、法が定めた本来的自由財産として、原則として破産者がすべて保有できるとされているが、破産者が他の財産の自由財産拡張を求める場合、破産管財人としては、差押禁止財産があることを自由財産拡張の場面で考慮すべきかどうか。通常は、破産管財人が、拡張の必要性の判断の中で考慮することに

なると考えられるが、差押禁止財産があることが拡張不相当等とする事情とまではいえないとも思われる。裁判所の御意見を伺いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

自由財産拡張の判断に際して、いわゆる定型6ジャンルの財産については、現金との合計額が99万円までであれば、破産者の経済的再生に必要な否かの観点から、定型6ジャンル以外の財産や現金との合計額が99万円を超える場合は、破産者の経済的再生に必要不可欠なものであるか否かの観点から、必要性又は必要不可欠性を検討していただくことになる。

検討に際しては、破産者の生活状況や今後の収入の見込み等のほか、現金その他の差押禁止財産、本来的自由財産がある場合は、その存在及び金額についても考慮に入れていただくことになる。しかし、現金以外の差押禁止財産については、退職金等、必ずしも直ちに現金化できるものではないものもあることから、それを現金化できる時期についても、考慮する必要がある。

あくまでも個別の事情にもよるが、近い時期に現金化できるものがあれば、拡張の必要性は低くなるが、現金化できる時期が遠い将来のものであれば、それが高額のものであっても、必要性等の判断には影響しないことになる。判断に迷う場合は、裁判所に相談してもらいたい。

6 郵便回付嘱託について

法人のみの破産事件において、法人あての郵便物だけでなく、その代表者あての郵便物までもが管財人事務所に転送されてくることがしばしばあるので、嘱託の方法について御検討いただきたい。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

法人あてか個人あてか判別しにくいものも多数あるが、明らかに誤って転送されている事例も、現実には多数ある。そのような場合は、管財人から郵便事業株式会社に、転送の対象とならないので配慮されたい旨の文書を送っている。

(裁判所)

法人の事務所と代表者の住所が別である場合、法人の事務所に送られてくる代表者あての郵便物については、基本的には、法人名と個人名が併記されている場合のように、あて名の中に法人名が入っていれば、「気付」等明らかに個人あてのものと認められる記載がない限りは、転送の対象と扱わざるを得ないと思われる。

しかし、法人の事務所と代表者の住所が同一の場合を含めて、純粹に代表者個人あてのものである郵便物が転送されているのであれば、問題であり、そのような事例があれば、連絡をいただければ、郵便事業株式会社に対して個別に対応する。

郵便回送囑託の際に、「代表者個人あての郵便物については、転送は不要です。」などの注意喚起の文言を加えることは可能であるが、この文言を加えることで、転送が必要なものまで転送されなくなってしまうのは困るので、今後の検討課題としたい。

7 過払金回収における和解基準について

消費者金融業者等の経営が年々厳しくなりつつある状況下において、和解による任意的回収の基準を従前より低く設定していただきたい。

(提出理由)

本議題は、昨年度の協議事項 11 項とほぼ同様の内容であり、裁判所からは、「一般的には、相手方業者がそれなりに名前の通った企業である場合は、訴訟等の強制的回収を図った場合、時間と費用をかければ 100 パーセント回収するこ

とが一応可能と考えられるから、これを基本として考えるべきであり、和解による任意的回収によるとしても、計算額の9割以上の額を一つの目安とすべきであろう。」との御回答をいただいたところである。しかしながら、最近の消費者金融業者の経営悪化は著しく、「計算額の9割以上の額での和解」もなかなか難しい状況にある。そこで、かかる現状を踏まえ、再度、意見交換を行いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

かつて大手業者に対しては、9割基準での和解をお願いしていたが、消費者金融業者等の経営が年々激しくなっているという状況は、裁判所も認識している。業者の実情を把握している管財人において、個別事案で、「できるだけ高く、できるだけ早く」を目標に努力して、迷う場合には、適宜相談してもらいたい。

なお、尼崎支部では、7割基準を採用していたが、現実には、経営状況や返済時期等考慮し柔軟に対応している。伊丹、明石及び姫路の各支部も、ケースバイケースで対応している。

8 賃借人の破産（破産法第53条第1項の解除選択と違約金条項）について

破産者が賃借している物件（不動産）について管財人が破産法第53条第1項の規定に基づき賃貸借契約を解除した場合に、違約金条項に基づく違約金請求を賃貸人たる相手方から受けた場合の対応について、どのように対処すべきか御意見を伺いたい。

(提出理由)

この点については、下級審裁判例も分かれているところであり、管財人としては、実務上対応に悩むところであるので、裁判所の御意見を伺いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

(1) 学説・判例の状況

賃借物件の破産法第53条による解除の際に、違約金条項に基づく違約金が請求できるかについては、次のとおりの説がある。

【違約金の請求を認めない説】

○ そもそも、破産法第53条第1項に基づく解除権は、民法上の解除原因の存否や契約当事者の合意内容いかんに関わらず行使し得るものであることからすると、法によって管財人に与えられた特別の権能であると解される。したがって、同条に基づく解除権は、契約に基づく約定解除や民法上の解除権とは、要件及び効果を異にする別個の権能と解するべきである。そして、同項は、契約の相手方に解除による不利益を受忍させても、破産財団の維持、増殖を図るために、破産管財人に法定解除権を付与し、もって、破産者の従前の地位よりも有利な地位を破産管財人に与えたものである。このような法の趣旨からは、同条に基づいて破産管財人が解除した場合には、違約金条項の適用はない。（「はい6民です。」Q47）

○ 同旨（「破産実務Q&A150問」Q132）

【違約金の請求を認める説】

○ 破産法第53条第1項に基づく解除は、破産という賃借人（破産会社）側の事情によるものであるから、契約に定められた「賃借人の自己都合および原因」、「賃借人のやむを得ない事由」による賃貸借期間中の契約終了に当たり、その場合の違約金について定めた契約条項が、破産法第53条第1項に基づく破産管財人の解除にも適用されるとし、管財人からの破産法第53条第1項の解除の場合に、違約金条項の適用がないとの主張を排斥した事例（東京地裁平成20年8月18日判決・判タ1293号299頁）

○ 同旨か。（名古屋高裁平成12年4月27日判決・判タ1071号256

頁。ただし、旧法事件)

- 違約金条項が実体法上有効と認められる限り、破産管財人もその負担を受忍せざるをえず、これに拘束されると解すべきである。(伊藤眞「破産法・民事再生法(第2版)」278頁)
- 現在において、敷金等法規条項について、破産法第53条に基づく解除の場合には適用がないとすることは、相当困難であると考えられる。(富永浩明「新・破産法」204頁)

(2) 検討

純理論的には、破産法第53条による解除の場合に、違約金条項の適用がないとすることは相当に困難であると思われる。違約金の請求を認めない説が指摘するとおり、破産法第53条は、通常の解除の場合よりも有利な立場を破産管財人に求めているのではあるが、このことから直ちに、破産管財人が契約当事者がその自由な意思で合意した違約金条項についてまで、その拘束から逃れられるとする理由はないように思われる。

もっとも、実務的な対応としては、大阪地裁の方針が違約金条項の効果を認めないこととしていることを指摘した上で、和解することになるのではないか。

9 破産者の居住家屋等を売却する際の転居費用の取扱いについて

破産者の居住家屋等を売却する際に、管財人として、引っ越し費用や転居先の敷金・仲介手数料等を支出することに問題はないのか。仮に、支出する場合には、どのような点に注意すべきであるか。御意見を伺いたい。

(提案理由)

例えば、好条件での買手が見つかったが、破産者から、転居費用がないため明渡しを猶予してほしいとの申出を受けたような場合、管財人としては、財団から転居費用を支出した上で、早期の明渡しを行うことができないか検討することもある。しかし、このような場合に、管財人として、引っ越し費用や転居先の敷金、

仲介手数料等を支出することに問題はないのか。仮に、支出する場合には、どのような点に注意すべきであるか。実務上対応に悩むところであるので、裁判所の御意見を伺いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(協議員)

引越し費用については、5%の財団組入を確保し、別除権者の了解の上で、別除権者の負担で出してもらったことがある。また、買い主と破産者の間で、任意に話しをしてもらったこともある。

(裁判所)

引渡命令を求めることも考えられるが、引渡命令には審尋が必要で、即時抗告が許されることもあり、早期の明渡しが必要になる場合であれば、かかる費用を、自由財産の拡張や和解契約による財団債権として支出することも、法律的には可能である。もっとも、早期に明け渡すメリットも含め、その必要性や金額等については、裁判所と事前に相談されたい。

10 破産者の売掛先が民事再生手続中の場合の債権放棄の基準について

破産者の売掛先が民事再生手続中の場合の債権放棄の基準について、御意見を伺いたい。

(提出理由)

破産者の売掛先が民事再生手続中の場合、管財人としては債権放棄を検討することになる。どのような場合に債権放棄を行うべきか、実務上対応に悩むところであるので、裁判所の御意見を伺いたく提出した。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

明確かつ一律な基準を設けることは困難と考えられるところであり、個別事案において、民事再生手続における当該債権に対する弁済率、弁済期間、第1回支払の時期等の進行状況のほか、当該破産手続における他の換価業務の進行状況等も併せて、総合的に判断するほかないと考えられる。また、サービサーに対する売却も検討すべきと考える。

11 非公開会社の株式の処分方法について

破産財団に非公開会社の株式が帰属する場合の処分方法と放棄基準について、以下の事案を踏まえて、御意見を伺いたい。

- (1) 株式を換価するに当たって、例えば当該非公開会社の代表者等に買取りを打診することがあるが、その買取り金額はいくらとするのが妥当であるか。もちろん当該閉鎖会社の純資産額が判明し、これに基づいて算出される株式の価格で買い受けられることが望ましい。しかし、現実には、純資産額すら判明せず（株主権の行使として計算書類の謄写を求めても、任意に応じられない場合がある。）、また株式の額面での買取りすら拒否されることもある。こうした場合、他に引き取り手がなければ、破産管財人において形ばかりの金額を決めて（例えばまとめて1万円といった場合）、買い取ってもらうという処理で問題がないか。
- (2) 併せて、買取り手が見つからない場合、結果的には財団放棄することになると考えるが、そのためにはどこまで努力が必要か。当該非公開会社の代表者等や破産者個人（破産者が法人の場合にはその代表者）に買取りを打診してみることは当然として、その他にも買取りを打診することまで必要か。換言すれば、価値がゼロであるという評価を導くためには、どの程度買取り打診の努力をすることが必要か。

（弁護士会提出）

（協議結果）

(協議員)

株式に価値があるかについて、決算書をもって検討し、債務超過会社であれば放棄する。価値がある場合は、まずは親族への売却を検討し、だめな場合は第三者に売却する。

非公開会社の場合、資産性のある株式はほとんどなく、多少の価値があっても、売却の困難性を考えれば、放棄でよいのではないか。また、譲渡制限がある場合が大部分であり、現実には放棄しかないのではないか。

(裁判所)

① 非公開会社の株式の換価については、当該会社の純資産額に基づいて算出される株式の価格で、当該会社の代表者や会社が推薦する者等を買取を打診することとなる。当該会社の株式の価格については、従前の取引価格や計算書類等を検討し、経営状況を把握した上で決定されることが望ましい。

ただ、設問にもあるように、会社の純資産額が判明しない場合等、株式の価格を評価することが困難な場合には、費用対効果の観点から、買取先と協議して、破産管財人において金額を決定することも、やむを得ない処理であると思われる。財団放棄するよりは、望ましいのではないか。

② まず、設問にもあるように、当該非公開会社の代表者や株主、破産者（破産者が法人の場合にはその代表者）、その親族等に株式の買取りを打診し、交渉すること（会社の支配権等の早期解決や買取価格等を材料として）が必要となる。

上記の者を買取りを拒否された場合には、第三者への売却を試みることになる。非公開会社であれば、第三者への株式譲渡を承認しないことが多いと考えられるので、この場合には、会社から指定を受けた買取人（又は会社）に対して株式を譲渡することができる旨の規定がある（会社法第140条第1項、第4項）。この場合の株式の買取価格は、協議によることにはなるが、売買価格の決定の申立てをすることもできる（会社法第144条第1項、第

2項)。

原則としては、上記のとおりとなるが、費用対効果の観点から、上記の手続を利用することが实际的でない場合や、全くの第三者に対して非公開会社の株式を売却すること（買取りの打診をすること。）が困難な場合が多いと思われる。すべての事案で、全くの第三者に対し株式の買取りを打診することが必要となるとすることも妥当ではないので、当該株式の財団放棄については、当該会社の内容やその他の換価業務の進行等に応じて、事案ごとに検討することになろう。

12 積立期間について

個人破産に関し、破産者に積立てをさせる場合の積立期間等について、裁判所の基本的な考え方、事例の傾向等を伺いたい。特に、他の換価業務終了後に積立てを続ける期間について御意見を伺いたい。

（提出理由）

例えば、破産者に浪費等の免責不許可事由がある場合に、裁量免責を認める条件として、破産者に一定額の積立てを指示することがある。このように破産者に積立てを指示する場合、積立期間について、どの程度を考えておくべきか、裁判所の基本的な考え方、実際の事例の傾向について、御教示いただきたい。

（弁護士会提出）

（協議結果）

（裁判所）

積立期間は、指示後概ね6か月以内とするのが原則であると考えられる。事案に応じて積立金額が異なるが、概ね上記期間での積立て終了が望ましい。破産者の家計状況等から、6か月以内に積み立てることが困難である場合には、さらに数か月の範囲で、期間を伸長させることを検討し、破産裁判所と協議の上、積立金額と積立期間について、破産者に指示していただきたい。

半年，1年を超える積立期間が必要な場合は，免責不許可が相当な事案であるとも考えられる。ただし，破産者に斟酌すべき事情があるような場合には，その他裁量免責のための必要な処置（家計簿等を提出させ，管財人に指導監督してもらうなど）を考え，積立金額と破産者の状況等を総合して，免責を許可することを検討すべきである。

実際の事例で，裁量免責のための積立てを指示する事案はほとんどないが，概ね6か月以内の積立期間としていることが多い。

なお，否認権行使に代わる目的で積み立てる場合は，全額の積立てが原則である。

13 破産管財事件における所在不明自動車の処理方法

会社の破産事件において，申立て直前に，一部の債権者の求めに応じて会社名義の自動車を引き渡し，その後，当該自動車はさらに移転されて所在不明となる場合がある。そのような自動車について，管財人はどのように処理をするのが妥当か。

（提出理由）

上記のような場合においては，所有名義人である破産者に課税されるだけでなく，事故等の場合に運行供用者責任を問われるなどの危険もある。そこで，取戻しができないのであれば，自動車の抹消登録をすることが望ましいが，上記の場合，自動車検査証やナンバープレート等が手元にない上，警察は犯罪行為によるものではないとして盗難届を受理しないから，抹消登録の手続も困難である。

どのような処理が考えられるか御意見を伺いたい。

（裁判所尼崎支部提出）

（協議結果）

（協議員）

陸運支局長あてに，具体的な事情を記載した上申書と念書を提出して，抹消登

録に応じてもらったことがある。

(裁判所)

課税関係については、普通自動車は県税事務所、軽自動車は市町村役場の納税課と折衝し、課税取消申請書を提出する方法により、課税されないように対策をとる。

自賠責関係については、破産管財人において、その経過を詳細に聴取し、自動車を事実上支配、管理することができない事情を資料化し（「一部債権者」との間の譲渡契約書や引渡の日時、放棄した時期が分かるようにしておく等）、破産財団から放棄する方法により、運行供用者責任を回避する手段をとる。

- 14 賃借人破産の場合の賃貸借契約解除による原状回復費用は、破産債権か財団債権（法148条第1項第4号又は第8号）か。

(提出理由)

破産手続開始決定前は、基本的に、原状回復の完了ないし原状回復費用見込額の予納までの間は、開始決定を留保する扱いが考えられるが、破産手続開始決定後に、新たに原状回復未了の物件が見つかったり、当初の見込みよりも多額の原状回復費用がかかることが明らかになるなどして、結局、破産財団から原状回復費用全額を支弁することが困難になった場合、原状回復費用を破産債権と見るか財団債権と見るかにより、配当事案などにおける破産管財人の判断に影響が出ると考えたため出題した。

(裁判所明石支部提出)

(協議結果)

(協議員)

破産手続開始決定後に賃貸借契約を解約する場合は、原状回復費用は財団債権として処理せざるを得ないので、管財人としては、破産手続開始決定前にあらかじめ合意解除してもらい、敷金を放棄することで原状回復義務の免除を受けるよ

う交渉する，新賃貸人を見つけて賃貸人，破産管財人，新賃貸人の３者の合意により新賃貸人が原状回復義務を承継し，破産財団が原状回復義務の免除を受けるなど，なるべく財団の負担にならないようにしていくほかない。

（裁判所）

財団債権とする高裁判決（東京高判平成１６年１０月１９日）がある。

大阪地裁では，原状回復費用を破産債権とする処理を行っているようであるが，これは，破産債権とすることによって，破産管財人が交渉しやすくなるという配慮に基づいていると思われ，理論的な説明は難しいのではないか。

- 15 破産財団に属する自動車についての財団からの放棄ないし自由財産拡張の時期を明らかにしておくことの必要性についてどのように考えるか。また。その時期を明らかにする方法としてどのようなものが考えられるか。

（提出理由）

破産財団に属する自動車を財団から放棄したり，自由財産拡張が認められる場合，その評定額が１００万円以下の場合には，財団からの放棄についての裁判所の許可は不要であるため，管財人限りで放棄した上で，債権者集会前に提出される財産目録の備考欄等において「放棄済み」と記載されにるとどまることが多い。また，自由財産拡張についても，黙示の裁判がされ，同様に財産目録の備考欄などにおいて「自由財産拡張」と記載されることが多い。

このような扱いであると，当該自動車が破産財団から離脱した時期が明らかではない。しかし，破産財団に属する自動車が事故を起こした場合は損害賠償責任（自賠法３条による運行供用者責任）を破産管財人（破産財団）が負うこととなり，この損害賠償債権は財団債権となるため，当該自動車が破産財団から離脱した時期を明らかにしておくことが必要ではないかと考えられる（放置違反金の関係でも同じ問題が生じる。）。そこで，現在多く見受けられる上記のような扱いに加えて，さらに自動車が破産財団から離脱した時期を明らかにしておく必要が

ないかどうか、必要な場合に明らかにする方法としてどのような方法が適当か。
例えば、裁判所に対して、放棄あるいは拡張相当とした年月日を明らかにした報告書を提出することはどうか。

(裁判所明石支部提出)

(協議結果)

(協議員)

自動車に限らず、財団から放棄した場合は、財産目録に放棄した年月日を記載している。自動車の自由財産拡張決定については、明示の決定をすることも検討されたい。

(裁判所)

提出理由のとおり、自動車が破産財団から離脱した時期を明確にしておく必要はあるが、その時期については、管財人が立証できれば足りるものであり、現状では、記録上、その時期を明らかにする方途はとられていない。

自由財産拡張の場合、管財人から拡張相当とした年月日を明らかにした報告書を提出したとしても、裁判所の黙示の決定がなされた時期は不明確であり、自動車が破産財団から離脱した時期を明らかにできるものではない。

放棄や自由財産拡張に伴い、管財人が破産者に自動車を返還する場合は、破産者に自動車の鍵を引き渡す際に受領書を取るなどして、責任の所在を明確にしておく場合が多いと思われ、この方法で足りるのではないかと思われる。要は、立証が容易な方法を、管財人に考えていただくということで良いのではないか。

16 管財人候補者の育成について

管財人業務を行いたいと考え、管財人名簿に登録しているにもかかわらず、一度も就任打診がないため、管財人業務を行ったことがないまま5年以上経過した者についても、破産管財人に就任する機会が与えられるよう工夫していただきたい。

(提案理由)

管財人の職務に意欲があり、管財人候補者名簿に登録していても、所属事務所で管財人業務を行っている実績がなければ、実際には就任打診がないとの声がある。

近年、登録5年以内の若手弁護士に対しては、裁判所主催の勉強会が開催されているようであるが、登録5年以上の弁護士にはそのような機会もない。

この点、例えば、大阪地裁本庁では、毎年弁護士会と裁判所が共催で管財研修を行い、そこに出席した弁護士に対して、裁判所が管財人就任を希望するかどうかのアンケートを行い、その結果を踏まえて、管財人就任を打診する方法がとられているようである。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

近年、管財事件数は増加しており、新たな管財人の給源の確保が必要な状況であるが、管財人名簿に登録しているとの事実のみで、管財人に選任することは困難である。弁護士会内部で、管財事件処理のノウハウの承継や共有が必要ではないかと思われ、そのための勉強会や経験を交流する会等を検討してもらえば、裁判所としても協力したいと考えている。

17 破産管財人候補者の育成方法について

管財人候補者育成の一つの方法として、経験の豊富な管財人が、裁判所の許可を得た上で、経験のない又は経験の浅い管財人候補者を管財人代理とし（破産法第77条）、具体的な事件を通じて、その処理を経験させるとともに指導していただくことは考えられないか。

また、その目的で、上記の許可を得ないで、事実上事件の処理を経験させることは適当か。

(提出理由)

破産管財事件は増加傾向にあり、また、複雑・困難な事件も増加しているように思われる。したがって、新たな管財人候補者を育成することが求められるし、管財人業務のノウハウの伝授も重要である。そのためには、裁判所や弁護士会が主催する一般的な説明や研修も必要ではあるが、実際の事件を通じて、経験のある管財人から直接指導を受けることができれば、効果的な育成方法になるものと考えられる。一部ではこのようなことも行われているように見受けられるが、一般的にこのような方法をとることができるか、また相当かについて御意見を伺いたい。

また、管財人代理の地位を得ずに同様の処理を経験させることも考えられるが、責任の所在が不明確になる上、適法といえるかどうかの疑問もあることから、併せて御意見を伺いたい。

(裁判所尼崎支部提出)

(協議結果)

(協議員)

育成を目的として、同一事務所以外の弁護士を管財人代理にしている。また、3か月に1度くらいの頻度で、若手弁護士を対象とした勉強会も行っている。

裁判所の許可を得ないで、事実上の管財人代理として事件処理を行うことは弁護士であるとしても、破産管財人の守秘義務との関係で問題があろう。

育成の必要性は指摘のとおりであり、責任の所在と指揮監督を徹底させる見地から、正式に管財人代理としての立場で指導させるべきではないか。同一事務所に経験豊かな管財人候補者と経験のない弁護士がいるような場合であれば、OJTに問題はない。しかし、そのような環境に恵まれない弁護士を選任しようとする際には、特定の弁護士を管財人として選任して、その管財人代理として執務してもらう方法や、管財人の複数選任の方法により、その機会を与えるべきではないか。

18 破産記録の閲覧・謄写について

帝国データバンクなどの調査会社が債権者の委任状を持って破産記録の閲覧・謄写申請を行った場合でも、軽々に許可しないいただきたい。

(提案理由)

帝国データバンクなどの調査会社が、債権者一覧表を所持していたため、確認したところ、債権者から委任状をもらい、閲覧・謄写申請を行ったとのことであった。

破産法第11条は、利害関係人に、破産記録の閲覧・謄写請求権を認めているが、それは、利害関係人が手続上の権利を適切に行行使するために認められたものである。

仮に、債権者の委任状を添付していたとしても、帝国データバンクなどの調査会社は企業情報を取り扱うことを業務としているのであるから、その営利目的は明らかである。かかる者に閲覧・謄写を認めることは、破産法第11条の趣旨に反するのではないか。

(弁護士会提出)

(協議結果)

(裁判所)

本庁では、従来、破産事件記録の閲覧・謄写については、その行為が純然たる訴訟行為ではなく事実行為であると考えられることから、破産法第13条による民事訴訟法の準用はないと解し、破産手続の本質が非訟事件であることから、非訟事件手続法第6条の規定の適用を受けることとなり、弁護士でない者による代理も認められるとの見解に立って、これを許可していた。

尼崎支部、姫路支部及び明石支部についても、本庁と同様に許可していた。伊丹支部については、申請の事例がない。

しかし、出題理由も理解できるところであり、今後、取扱いについて検討した

い。

- 19 法人の代表者が、金が無いなどの理由から法人を放置したまま本人のみが破産申立てをするケースにおいて、破産裁判所及び管財人としてはどのように対処するのが望ましいか。

(裁判所伊丹支部提出)

(協議結果)

(裁判所)

裁判所としては、申立代理人を通じて法人の破産申立てを促す以外に、方法はないであろう。

破産管財人としては、代表者の破産手続に必要な範囲で、会社の資産等についても調査していただくことにはなるが、それ以上に対処の方法はないと思われる。

法人を放置することにより、何らかのトラブル発生が予想される場合には、管財人から申立代理人を説得してもらうのも一方法であろうか。